

ガザン・ハンのダールッスィヤーダ (dār al-siyāda)

岩 武 昭 男

はじめに

一 ダールッスィヤーダの機能

1 ガザンのダールッスィヤーダ

2 「カーシャーンの三村に關するワクフ文書」

二 社會政策としてのダールッスィヤーダ

三 ダールッスィヤーダ建造の影響

1 ナキーブ

2 サイド・カーシー家

おわりに

はじめに

一四、一五世紀のイラン史の史料上に、しばしば、ダールッスィヤーダ (dār al-siyāda) という施設に關する記述が現れる。⁽¹⁾この施設に關して、イルハン時代イランの建築史を著したウィルバー D. Wilber 氏は、*“alms-house for Sayyids”* と規定し、⁽²⁾また、近年 (一九八八年) 出版されたティムール朝時代のイランと中央アジアの歴史建造物を網羅した建築史の中で、著者ゴロムベク I. Golombek 氏とウィルバー氏は、*“hospice for Sayyids”* と規定している。⁽²⁾しかし、彼らはま

た「どのようなサービスが行われたかは明らかではない」とも述べている⁽³⁾。

このような研究状況の中で、筆者はイルハン時代末期のヤズドのサイド、シャムスディーン・ムハンマド *Sams al-Din Muhammad* が建造したダールッスィヤーダに関するワクフ文書を分析し、その施設がサイドのための宿泊施設としての機能と彼らのための慈善の據点としての機能を持っていることを示した⁽⁴⁾。ただし、これは地方都市ヤズドのサイドが建造した例であり、ダールッスィヤーダの機能を確定し、その建造の意義を考察するには、例證が未だ不足しているといえる。

ゴロムベクとウィルバーは「ダールッスィヤーダは、イルハン、ガザンがタブリーズに建造したものがプロトタイプであろう」と述べている⁽⁵⁾。そうだとするなら、まず、ガザン *Gazan Khan* のダールッスィヤーダの機能、およびその建造の意圖が探られねばならないであろう。以下、本稿では、一、諸史料上に現れるガザン・ハンのダールッスィヤーダに関する記述によってその機能を確定し、二、ガザン・ハンのダールッスィヤーダの建設の意圖を考察し、三、ガザン以降のダールッスィヤーダをめぐる状況を探ることによって、一四世紀以降のイラン史において占めるダールッスィヤーダ建造の意義を明らかにすることを目的に、順次論を進める。

一 ダールッスィヤーダの機能

1 ガザンのダールッスィヤーダ

ガザン・ハンのダールッスィヤーダ建造に關しては、ラシードウッディーン *Rasid al-Din* の *Gami' al-Tawaric* に次のような記事が載せられていて、研究者の注意を引いてきた⁽⁶⁾（二字下げ、または「」でテキストの引用箇所を示す）。ガザンは預言者の夢を見てから、預言者の一族に對する敬愛を増し、イドラール〔年金〕*(idar)* 等を設定していたという記

述に續く箇所である。

彼は、ハーンカーフやマドラサ、マスジド、その他の慈善施設 (abwāb al-birr) を各地に造り、ワクフを設定して、各々の者たちに、俸給 (wazā'if wa mušāhira) を與えるようにしていたが、「そのために、このように」言われた「それらは」ファキーフやスーフィーや他の者たちのものであり、サイイドたちのものではない。これはどうであろうか。アリー家の者たちのものも必要である」と。そして、タブリーズと、國中の他の偉大なる諸州 (wīlayāt-i mu'azzam) 、すなわち、イスファハーンやシーラーズ、バグダード、その他の主要都市 (bi'lād-i mu'tabar) に、サイイドたちがそこに住めるようなダールッスィヤードを造るよう命じ、彼らもまた彼の慈善から恩恵を受けるべく、彼らの諸事 (masālih) のために、彼が適當と見た額を——ワクフ文書 (waqf-nāmah) がそれを語っているように——設定した。

[ĠT: 399]

この記述により、ガザンのダールッスィヤードが少なくともタブリーズ、イスファハーン、シーラーズ、バグダードの四都市に建造されたこととワクフによって運営されるべきものであったことが確認できる。

さらに、ラシードは、タブリーズのシャンプ Sanb のガザニーヤに附屬するダールッスィヤードの、ワクフの収益の使用に關し、次のような四項目を擧げている。

- [1] 敷物 (fars wa iarb) の買ひ足し、ロウソク・油 (? muzāb) ・香料の購入費 (bahā)
- [2] その地に住むナキーン (naqb ki muqim-i ānā bāšad) に屬すサイイドと「その地を」往來するサイイドの生計費 (ma'āš)
- [3] ダールッスィヤードの諸件を行い、ワーキフ (waqif) の條件に従ってサイイドたちへの奉仕を行う係の職員 (muratab) の俸給 (wazifa)
- [4] 管理人 (xādim) や料理人 (maṭbaxi) やそこにおいて他の仕事を行う者たちの給與 (mawāḡib) [ĠT: 418]

しかし、ラシードによるガザンのダールッスィヤードに關する記述は、ほとんどこれのみである。

ガザンのダールッスィヤード建造が、イラン社會にとっていかに重要な意義を持っていたかに關しては、その後のイランの歴史家たち、特に地方在住の世界史執筆者がガザン治世に關する短い記述の中で、このダールッスィヤード建造を取り上げていることから判断できる。シャバーンカーライー *Ṣabānkara'i* しかりであり、彼はその著作 *Maḡma' al-Ansāb* の七三三年／一三三二—三三年の版において、「[ガザンは]イラークの諸都市とタブリーズ、イスファハーンにダールッスィヤードを建造し、サイイドたちを大變尊重、尊敬し、贊美、慰撫していた」と述べている [MA/ms:257a; /tx:269]。また、七七九年シャバーン月／一三七七年二月にその著 *Manāḡ al-Talibin fi Ma'ārif al-Sāḡhin* ⁽⁸⁾ を完成させ、ムザッファル朝シャー・シユシャー *Shāh Shūḡā'* に獻呈したマラー・カズヴィーニー・ヒラーリー *Alā Qazwini Hilālī* は、「[ガザンは]サイイドたちに大變好意を抱いていたので、一〇のダールッスィヤードを國の各地に建造し、各々に多くのワクフ〔物件〕を設定していた」と述べている [MT:348b]。

そして、ガザンのダールッスィヤード建造に關しては、何よりもアブルカースィム・カーシャーニー *Abū'l-Qāsim Qāṣanī (= Kāṣī)* が、ガザンを繼いだオルジョイト *Ujūtiū* の治世を記述した *Tarīḡ-i Ujūtiū* にラシードの記述に比べ、より具體的で詳しい記事を記載している [TU/ms:174a—175b; /tx:90—94] ⁽⁹⁾。その詳細は次章で分析するが、それは、七〇二年／一三〇二—〇三年に起こった、一人のサイイドが集團によって虐殺された事件に激怒したガザンが、サイイドの保護を求めて、「タブリーズのシャム *Šam* [「シャンプ」] の慈善施設 (*abwāb al-birr*)、ルーム、バグダード、ケルマーン、シーラーズとつた全世界 (*ḡunla-yi sawād-i mamalik wa bayāḡ-i masalik-i ḡahān*) に、往來するサイイド (*ṣādir-u-wādir wa qassād-u-zawwār-i sādat*) のため⁽¹⁰⁾、ダールッスィヤードを建造せよ」という命を出した [TU/ms:175b; /tx:93] といふものである。

この建造の年代について確認すると、タブリーズのシャンプのガザン廟 (*qubba-yi 'alī*) の建設は、六九六年ズルヒッ

ジャ月一六日／一二九七年一〇月五日に始まる〔GT:324〕。ガザンが、そのシャンブにラサド〔天文時計臺〕(rasād)の建造を命じたのは、六九九年ラマダーン月一六日／一三〇〇年六月五日であるが、その命は「シヤム〔シャンブ〕の廟 (gunbad-i 'aīn) と慈善施設 (abwāb al-birr) のわきにラサド一件を建てよ」というものであった〔GT:339〕。この時点で、ガザニーヤの慈善施設は形成されていたことが確認でき、これは、上記のラシードの、ダールッスィヤードが「ファキーフやスーフィーや他の者たち」のための諸施設の後に建造されたという記述とも一致する。さらに、カーシャーニーの記述では、後に詳しく見るように、ダールッスィヤードの建造の計画はシリヤ遠征のためのモラシール近郊のアーナ (ʿĀna) とハディース (Hadīsa) へ向かう途上で發案されたが、アーナ到着はこの年のラジャブ月一二日／一三〇三年三月二日であった〔GT:353〕。建造の日附は、七〇二年ラジャブ月／一三〇三年二月三月ということが確認できる。

また、バヤーニー X. Bayānī 氏が紹介するハーフィゼ・アブルール・ハフズ・アブーの *Maḡmaʿ al-Tawāriḡ* のイラン所在の一寫本中に、明らかにカーシャーニーの記述に基づいた記事が存在する〔ZGT:101n.〕。ただ、ここでは、その建造地に關して、イスファハーン、カーシャーン、ルームのスイヴァス、Mashad-i Amir al-Mūminīn、およびタブリーズのシャンブに建造されたという〔ZGT:101n.〕。地理書 *Nuḡhat al-Qulub* は、Mashad-i ʿAlī、すなわちナジャフにガザンがダールッスィヤードを建造したことを傳えており〔NQ:32〕。ハーフィゼ・アブルールの語の *Mashad-i Amir al-Mūminīn* がナジャフであることが確認される。また、スイヴァスのダールッスィヤードに關しては、ラシードの書簡が存在する。⁽¹¹⁾

これらの記述によって、ガザンは、七〇二年ラジャブ月／一三〇三年二月三月に、タブリーズのシャンブのガザニーヤ、イスファハーン、シーラーズ、バグダード、ケルマーン、カーシャーン、スイヴァス、ナジャフの八都市と確認できない他の二都市、一〇都市にダールッスィヤードを建造し、運営のためのワクフを設定していたことが判明する。そして、ゴロムベクとウィルバーが述べるように、ガザンのダールッスィヤードがその後のダールッスィヤードのプロトタイプ

プであつたと認めてもよいであらう。

しかし、ここから直接にその機能に關する結論を導き出すことは、些か早計であらう。より詳細な情報が我々にとって必要である。

2 「カーシャーンの三村に關するワクフ文書」

ある施設の機能を明確にするうえで、そのワクフ文書は極めて有効な史料となる。

雜誌 *Farhang-i Irān-Zamin* 四號一九五六年に掲載された、「カーシャーンの三村に關するワクフ文書」“*Waqf-nāma-yi sih diḥ dar Kāshān*” という文書がある⁽¹²⁾。校訂者アフシャル I. Afšar 氏は、その序文で、この文書は、カーシャーンの水利管理人 (*murāb*) サイド・フサイン Sayyid Husain という人物が所有するものであり、一八×二九〇 cm の巻物の形であると述べている。さらに、アフシャル氏は、この文書が、七〇三年ラマダーン月半ば／一三〇四年四月の、ガザン・ハン治世に作成されたカーシャーンのダールッスィヤードのワクフ文書の寫しであることを既に示している⁽¹³⁾。しかし、現在まで、フランスのオバン J. Aubin 氏が、この文書の證人の中に、ヤズドのニザーム家の一員がいることを示し、またイランにおいて地名研究に用いられた以外、管見の及ぶ限り研究に供されていない⁽¹⁴⁾。

以下に、この文書の本文の譯出を試みる。なお、この文書には、冒頭部分が缺けており、ワクフ對象施設のダールッスィヤードの周圍の記述から始まっているが、以下の譯では、その周圍の記述は省略した（「」内にテキスト上のページを示す）。

【一二三頁】…それを彼ら「サイドたち」の住居、宿泊所となるよう《ダールッスィヤード》と名付け、*qarya Bidgul*, *qarya Harāskān*, *qarya Muxtasābad*⁽¹⁵⁾ の全體すべてをワクフとした。これら三村はそこでよく知られており、境界と描寫の記述はなしで済み、住民 (*atālī-hā*) の間でこの名で有名であるためこれ以上の説明と紹介は必要

がない。

「[以下のように] 定めた。すなわち、ムタワッリー mutawallī は、それら [三村] を掌握し、繁榮させ、その收益 (ḥaṣil-ha) を、ワクフ物件 (mauqfiyat) の管理とそれに必要な、耕作者の賃金 (uḡrat al-akarāt)、『種子 (al-buḡūr) や [鋤などの] 耕作要素 (al-ʿawāmīl)』およびその準備に役立つその他のもの (ʿī sāʾir mā yuḡḍi fi isirʿadi-ha) の整備の代金に用いた後、ダールッスィヤードと名付けられたワクフ対象施設 (al-buḡʿat al-mauqūf ʿalai-ha) の資産 (raqabat) の管理、その施設の裝飾、それに必要で、そのような施設に通常備わっている (yaʿtadu masala-ha) 敷物、調理器具、ロウソク、亞麻仁油 (al-baḡr) の整備と祝福された夜の、通常以上のその整備に留意するために用いる。[また] 以下に説明される諸事 (al-masālih)、『配給 (al-murtazaqat) に用いる。

ムタワッリーに「[以下のように] 命じた。すなわち、サイイドたちに係わるその施設に「[以下の者たちを] 定め

imām [禮拜導師] / サイイドの子供たちを教育する muʿallim [教師] / muʿazzin / [一二四頁] そとで至高なる神の言葉の讀誦に従事する ḥafīz 五人 / farās [清掃人] / dawwāb [門番] / saqqā [水運び] / maibaxī [料理人] / 臺所の必需品を取り揃える murattab [係の職員]

毎年、imām に 100 dinār-rāʾiḡ, muʿallim に 100 dinār の俸給と與える。残りの者たち各々に 60 dinār を與える。

貧しいサイイドたちのうちから、その施設に滞在し、信仰生活 (al-ibadat) を送る二五人を定める。彼らは、適切適當であることが求められ (al-mutasammīna bi-l-ṣalāhi wa-l-sadādī)、『法的にその「サイイドであること」の「證明が受入られることを必要とする (al-muqtadīna li-qubūli ṣahādati-him ʿarʿan)』。この條件は、彼らの権利のために定められた「[以下の] 各配給、各支給 (ʿumlat) においても遵守される。

滞在者の各々に毎年 20 dinār-rāḡ を与える [計 500 dinār]。

その施設を通過する [サイイドの] 旅行者に對し、毎年 2700 dinār となるように、毎日 $7\frac{1}{2}$ dinār をペンと副食に使う。

そこを通過する者四〇〇人に、靴代として、各人 3 dinār-rāḡ、毎年 [計] 1200 dinār を與える。

コーランとイスラムの法 (sarā'i al-Islām) の學習に従事する、サイイドの貧しい子供たち二〇人に、毎年、各人 30 dinār [計] 600 dinār を使う。

十分なものを明らかに (zāhīran) 持たず、必要經費 (ḡāḡat-hunna) を支拂えない貧しいサイイドの娘たちの結婚 [資金] (tazwīḡ) に、彼女たちの二〇人に、各人 50 dinār を使う、毎年 [計] 1000 dinār を使う。

サイイドたちの死者の埋葬 [費] (taḡhīz mautā-hum) に、その一〇人分、各人 6 dinār を、毎年 [計] 60 dinār を使う。

サイイドたちの病人の諸事 (masāliḥ) とその治療 (tadawī) に、藥代、シャープット代として、[一二五頁] 毎年 740 dinār-rāḡ、彼らの治療に攜わる tabīb [醫者] に 100 dinār、病人の諸事 [の管理] を行う xādim [管理] 人) に 60 dinār を使う。

その dinār-rāḡ のすべては 1 dinār なる《talḡam》で知られる 6 dirham-fidḡa と 6 dirham-fidḡa に重なり定められたものであること。

その施設の管理 (muṣālahat al-buḡ'at) とワフツの監督 (mulāḡazat al-auḡat) ⁽⁹⁷⁾ を行うムタワッリーと上述の諸事を彼に代わって代行する者 (man yantubū 'an-hu) により、毎年 1000 dinār-rāḡ を定めた。[ムタワッリーは] その中から nāḡīb の賃金 (uḡrat) を定め、残りを自らのために用いる。

これに關する權限 (al-wilāyat fir-zālika) [=fauliyat] を、al-murtaḡā al-a'zām al-sāḡīb al-mu'azzam... naḡīb

al-nugabā' Galal... al-Din Murtaḍā b. al-sayyid al-mu'azzam al-sa'id Diyā'... al-Din Muhammad b. al-sayyid al-sa'id Taḡ... al-Din Muhammad al-Ḥasanī al-Rawandī al-Kāshī — [贊辭省略] —— に與える。次いで、彼の子供のうちの最年長者に、次いで、その子供の子供に、子孫が増え續いていく限り、子々孫々に。次いで、この都市のサイイドの諸事を法的に統括する者 (man yatawalli umūra al-sādāt fi tilka al-baladati šar'an) に與える。

國家のワクフのムタワッリー (mutawalli al-aḡāf al-mamlakat) ⁽²¹⁾ とその吏員 (mutasarrif-ha) には、十分の一税 (al-'uṣr) や附加税 (al-far') の名目や、他の理由で、このワクフ物件 (ḥāzīn-i-mauqūfāt) に干渉する權限 (al-ta'arruḍ) は全くない。

このように、ワクフと證明 (al-waqf wa-i'ishād) が、至高なる神と選ばれたる預言者と敬虔なるその一族に近づかんがために行われた。ワーキフたる al-Sulṭān — [贊辭省略] —— とこの件に働き、その完遂と履行に努める者が、『すべての人がめいめいの善行と悪行とを目の前に示される日』に、神とその預言者に氣に入られるように、である。[一二六頁] [すべての人は] 『自分とこの日とのあいだに遠い隔たりがあればよいのにと望むことである』⁽²²⁾。神は神ご自身にこそ用心するよう、おまえたちに警告されている。しかし神は、僕たちにはやさしくあらせられる。我らには至高なる神だけで十分である。神が、最後の預言者ムハンマドとその一族、彼の教友たち、その善行に續く者に、最後の審判の日に至るまで、恵みを垂れたまわんことを

本文の記述に續き、イスマフィール・ブン・ヤフヤー・ブン・イスマフィール Isma'īl b. Yahyā b. Isma'īl なる人物の證明が附されている [一二六頁]。そこに次のような一節がある。

「このように、ワーキフの代理人 (al-wakīl al-wāqif) により、わたしの前で、承認 (al-iqrār) が行われ、その代理權 (al-wikālat) に基づき、その證書 (al-bayyinat) が書かれた」

そして、この末尾に七〇三年ラマダーン月半ば／一三〇四年四月一九日の日附が附けられている。

この人物は、大カーディー (qaḍī al-quḍāʾ) マシドゥッディーン・シーラーズィー Maḡd al-Dīn Širāzī であらうとが、彼自身の証明の一文の下に示されている⁽²³⁾。浩瀚なシャーフィイー派の法學者人名傳を著したスブキー al-Subkī は、このマシドゥッディーン・イスマフィール・ブン・ヤフヤーが、父から法學の教えを受けた後、一五歳でファールスの大カーディーとなり、七五年間、初期の六箇月間を除き、その職を保持し續け、七五六年ラジャブ月一二日／一三五五年七月二三日に九四歳で歿したことを傳えている⁽²⁴⁾。一三二七年と一三四七年にシーラーズを訪れたイブン・バトゥータ Ibn Baṭūṭa も、その訪問時に面會しており [RTB II: 54—55]⁽²⁵⁾、また彼の生存中一三四〇年代のシーラーズでその傳記集の箇所を執筆していたイブン・ザルクूप Ibn Zarkūb は、この家系が一五〇年間ファールスの大カーディー職を保持していたことを傳える [ʿĠT: 173]。彼が、一三〇四年四月の時點で、少なくともファールスの大カーディーであったことは間違いない、この時に中央の大カーディーに進出していた可能性は十分に考えられる。

また、ガザンは、七〇三年シャバーン月末／一三〇四年四月初頭に冬營地 Hulān-Mīrān のユルトを出發し [ʿĠT: 366]、サーヴァを経てレイに向かう途中病氣が再發、レイ近郊で惡化する。そして、ゆっくりした旅程でラマダーン月末／五月初頭カズヴィーン近郊に到着して遺言を行い、七〇三年シャヴァール月一日／一三〇四年五月一七日にその地で歿している [ʿĠT: 367—68]。したがって、この文書が發効した「七〇三年ラマダーン月半ば」には、ガザンはレイ近郊もしくはカズヴィーンに向かう途上で、死を迎えようとしていたことが確認される。

文書には、その大カーディーの證明に次いで、ムハンマド・サーヴァジī Muhammad al-Sawāḡī の名が、

「al-Sulṭāniya al-Ilxāniya の従われるべき許可とよと高き命令をもって、私により「このワクフの設定が」行われた」

と、ワーキフの代理の證明が附されている [一二六頁]。

この人物に関しては、「wazīr-i ḥadrat-i Sulṭān」と、その役職が記載されている。確かに、六九七年ズルヒッジャ月

三日／一八九八年九月二日にヴァズィールに任じられ〔GT:328〕、ガザン治世末に信任された人物として、サアドウッディーン・サーヴァジー Sa'd al-Din Sawagi が *ne*〔GT:342, 364; MA/ms:257b; tx:269〕。彼は、ガザン最後の旅程に同行し、サーヴァでガザンも出席した宴會を開いていることも確認できる〔GT:366—67〕。

したがって、文書本文の「ワーキフたる al-Sulīān」サアドウッディーン・サーヴァジーの證明の中の“al-Sulīāniya al-Iḥāniya”というニスバ形容詞が指すのは、ガザン・ハンであり、この文書が、ガザンの死の直前に、ガザンをワーキフ、ヴァズィールのサアドウッディーン・サーヴァジーをその代理として、作成、發行した文書であることが判明する。

ゆえに、この文書の内容、すなわちここに記載された様々なワクフの條件によって、ガザンが設定したダールッスィヤーダの機能を具體的に明確にできることになる。この文書の内容は、先に挙げたラシードが示すタブリーズのシャンプのガザニヤにおけるダールッスィヤーダのワクフの収益の使途に關する記述と完全に一致している。⁽²⁷⁾さらに、比較のための繰り返しは避けるが、筆者が以前に示したヤズドのダールッスィヤーダの機能ともほぼ一致している。

ダールッスィヤーダの基本的な機能として、先の拙稿の確認となるが、サイイドのための宿泊施設としての機能とそれに對し設定されたワクフに基づく彼らのための慈善の據點としての機能の、二つの機能を確定してもよいであろう。

二 社會政策としてのダールッスィヤーダ

ガザンのダールッスィヤーダ建造の意圖に關しては、ラシード等がサイイドへの敬意のためと説明している。現在の研究狀況は、イルハン期の宗教の狀況を概観したバウザーニ A. Bausani 氏を初めとして、これらの記述とガザンがアリー廟やフサイン廟に參詣したことを基にガザンのシニア派傾向を述べるに止まっている。⁽²⁸⁾しかし、ガザンによるダールッスィヤーダの建造は、彼の改革政治と並行して、それもかなり遅い時期に行われたものである。ガザンの個人的な信仰を自

明のこととして第一の要因と考える前に、そこに何らかの政策があったことを讀み取る努力が必要であらう。⁽²⁹⁾

ガザンがダールッスィヤードを建造するに至った経緯に関しては、先にも觸れたカーシャーニーの *Tartar-i Ulgaita* にラシード等の記述に比べて具體的で詳細な記述がなされている。また、ハーフィゼ・アブールがこのテキストを読み易く要約した形で我々に示してくれてもいる。このテキストの分析を通じその経緯を改めて確認することができる。

この記事は *Tartar-i Ulgaita* において、オルジュイトがシーア派を公式に宣言するに至った理由を記すために書かれている。

それは、「七〇二年のある金曜日バグダードのジャーミにおいて金曜禮拜が行われているときに、アリー家のある一員 ('Alawī) が「私がこのイマームに従って禮拜するのは許されぬ」と言ったために、(人々が騒ぎ [ZG: T: 101n.]) 禮拜中に殺され「死體は」燃やされてしまった」[TU/ms: 174b; tx: 90] という事件に始まる。この一件の報告を受けたガザンは、ムスリムが大した理由もなく自分の信じる宗教の預言者の子孫を殺害したことに驚き激怒する。ガザンはこの騒亂を起こした者をすべて殺すよう命じた後、「(シリフ (Sān) 遠征のため [ZG: T: 101n.]) 「モウスィル近郊の」アーナとハディーサに向かった。その途上、彼はウラマーやイマームたちにムスリムの諸見解の對立や論争を質問・調査し、様々に異なった (muktalif) マズハブや信徒集團 (milal) の状況を尋ねていた。そして、その對立の激しさと害悪を知ったとき」ガザンは、學者のためのマドラサやスーフィーのためのハンカーフ以外にサイイドのための施設が必要であるとの結論に達したとカーシャーニーのテキストは述べる [TU/ms: 174b; tx: 91]。ここでの彼の言葉は、先に示したラシードのテキストとはほぼ同じであるが、最後に「まさしく、對立の原因はアッバース家が支配者の地位にあったことであつた」とまで断じている。

次いで、カーシャーニーのテキストでは、寫本のほぼ一葉分に互ってアリー家の迫害の歴史が報告される [TU/tx: 91—93]。これを聞いたガザンは先に示したようなダールッスィヤード建造の敕令を發布するのである [TU/ms: 175b; tx: 93—94]。

さらに、カーシャーニーが述べるところでは、ガザンは、その年のシリア行軍中も宗教状況に關する調査を續けていたが、イナク〔近臣〕(ināq)でありシーア派を奉じていたタルムターズ Tarmīz (30)の働きかけで、シーア派を採用する決心をし、フトバからアリー以前の三名のカリフの名を削除しようとする。この政策は、民衆の大半はスンナ派 (ahl-i sunna wa ġama'a) であり民衆のガザンに對する敬愛に動搖を來す、とのラシードの反對のため斷念される [TU/ms: 175b—176b; /tx:94—95]。このような記述を受けて、テキストは、オルジュイトが最終的にシーア派を公式に採用するに至る経緯を述べる [TU/ms: 176b—179a; /tx:95—100]。(31)

さて、以上の内容より、ガザンによるダールッスィヤーダ建造の意圖を探ることができる。ガザンは、イスラム内の宗派、マズハブの對立・抗争を調査し、その解決のための手段としてこの施設の建造を決定したことが判る。その建造を決定するに至った直接の契機はサイドが殺害された事件であったが、シーア派對スンナ派の抗争だけがその原因ではなかったと思われる。イラン社會、特に都市社會は、セルジューク朝以降、その實態は未だ不明確ながらも、スンナ派内のシャーフイー派とハナフィー派の對立が黨派對立の形で激化していたことが近年明らかになってきている。(32)モンゴル支配時代に至ってもこの状況が続いていたことは確實で、オルジュイトがシーア派採用に踏切った原因が宮廷における兩派の對立に起因していたことは、夙にバウザーニ氏の述べるところでもある。(33)

ガザンは、一二九七年に着工されたタブリーズのガザニーヤにシャーフイー派とハナフィー派の各々のマドラサを建造している。(34)これは、ザンギー朝ヌールッディーン Nur al-Dīn やアイユーブ朝サラフッディーン Salāh al-Dīn がかつてシリアやエジプトで採った政策をおそらく踏襲した、兩派のバランスをとる政策であったといえる。しかし、この政策はイルハン領内の抗争の根本的な解決には結び附かず、抗争の原因をアッバース朝の支配に歸す斷言からも窺えるように、ここにガザンは、従来のイスラム社會の構造變革の必要性を痛感し、ダールッスィヤーダを各地に建造することによって、預言者ムハンマドの子孫としてのサイドを社會の核とする新たな社會政策を實施したのだと豫想できる。

一方、ガザンのシーア派傾向に關しては、カーシャーニーの記述に對してラシードが、「私は預言者の一族を敬愛してはいるが」私が教友 (ṣaḥāba) 「特に三名のカリフを指す」を否定することは斷じてありえない」というガザンの言葉を記し、「ガザンは」常に黨派心なしに (bi ta'assub) 「預言者の」一族を讀えておられる」と述べている (ĠT:399—400)。⁽³⁶⁾ただし、ガザンを「イスラムの帝王 (Padshah-i-Islam)」と呼び、當時のシャーフイー派を代表する人物 (TU/ms: 177a:tx:96;ZĠT:101n.) で反シーア派の立場をとるラシードが、ダールッスィヤード建造の經緯に關する曖昧な記述に見られるように、ガザンのシーア派傾向を隱蔽しイスラムへの信仰のみを強調することは推察できることである。

しかしながら、カーシャーニーのテキストにおいても、ガザンがダールッスィヤードを建造した時點ではシーア派については意識されていなかったことは確認されておかねばならない。元來、サイドへの敬意や “idra” と呼ばれる年金等が保證されるという優遇措置自體は、一般のスナ派にも受け入れられることであった。サイドがすなわちシーア派であったわけではないし、ラシード自身も何人ものサイドをその協力者として擁していた。⁽³⁷⁾さらに、前章で見たようにガザン臨終時のダールッスィヤードのワクフ文書を確認したのはシャーフイー派の大カーディーであった。シーア派への共感がガザンの内面にあつたとしても、ダールッスィヤードはそれとは別の意義を有する施設であつた。ハーフィゼ・アブルーは、

帝王ガザン・ハンはその一黨 (ḥaḥḥa) 「シーア派」に全き好意を持っていたが、ほのめかしによつてさえも決して「シーア派支持を」公にせず、民衆の利益を常に尊重していた [ZĠT:101n.]

と、ガザンにおいては常に政策が優先したとの評價を下している。この評價を我々も受け入れるべきであろう。

このように、ガザンによるダールッスィヤード建造は、イスラムを受容したモンゴル政權が、アッバース朝以來のイスラム社會の在り方を積極的に變革するための、明確な政策意志の發現であつたと見ることができる。この政策は、社會の各黨派のバランスの中心に、カリフ位喪失後のイスラムの權威を代表するものとして預言者の子孫であるサイドを据え

て、社會の安定化を圖ること、同時に、その社會の核を國家が保護することによって、掌握し管理してモンゴル政權のイスラム社會の統治者としての安定性を増すことを目的としていた、とまとめえるだろう。したがって、ダールッスィヤードは、サイドを社會の核とし國家の側に取り込む社會政策のための裝置であつたと結論付けることができる。

三 ダールッスィヤード建造の影響

ダールッスィヤード建造の政策は、後の爲政者にも少なからぬ影響を与えたようである。オルジェイトはその即位直後に建設を始めたスルターニーヤに、やはりダールッスィヤードを建造しており、さらにムザッファル朝ムバーリスッディーン・ムハンマド Mubārīz al-Dīn Muḥammad のケルマーンのもの⁽³⁹⁾、ティムール朝ティムール Timur のシャフレ・サブズのもの⁽⁴⁰⁾、同朝スルターン・フサイン Sulṭān Husain のヘラートのもの等が知られている。ここでは、紙幅の関係もあり、個々の施設とその政策の分析は別の機會に譲ることとして、これらがガザンの諸施設の中心であつたタブリーズ郊外のガザニーヤのものの性格を繼承し、ガザニーヤがそうであつたように各爲政者の「首都」と／もしくは「墓所」⁽⁴²⁾にサイドを集める役割を果たしたと考えられることのみ指摘しておきたい。

ガザンの政策に視點を戻すと、彼は、カーシャーンのダールッスィヤードのムタワツリーに、カーシャーンのサイドの長「ナキープ」であつたジャラールッディーン・ムルタダーを任じており、また、タブリーズのダールッスィヤードにおいても、「その地に住むナキープに屬すサイド」の生計費をそこを據點に與えていくと定められていたことをラシードが傳えており、ナキープがこの施設の運営に攜わっていたことが判る。このことは、ダールッスィヤードを基點としたサイドを核とする社會政策が、さらにナキープを核としていたことを意味する。本章では、この點に焦點を絞る、ガザンの政策の以後の歴史の展開への影響を考察していくことにする。この作業は、逆照射してガザンの政策の性格をより明確にすることにもなる。

1 ナキープ

ナキープの職務自體はアッバース朝時代から存在した。サイイド家系の確認と政府からの年金の分配、さらにはサイイドに對する裁判を行う⁽⁴³⁾。セルジューク朝時代までには、ラムトン氏の言を引けば、サイイドたちは「様々な地域でナキープの下、緩やかな自治體として組織されていた」⁽⁴⁴⁾。ガザンが利用しダールッスィヤダの管理を委ねたのは、このような都市、地域單位のナキープであつた。この状態が、オルジェイト治世以降變化していったことが、以下に擧げる事例によつて窺われる。

A スィヴァスのダールッスィヤダ

オルジェイト治世に書かれたと考えられる、スィヴァスのダールッスィヤダに關するラシードの書簡が存在する⁽⁴⁵⁾。その文面から、朱印 (Bulgha) を伴うスィヴァスの貴顯たちに對する布告書といふことができる。

これは、ラシードが、スィヴァスのダールッスィヤダに關し、その吏員や職員が怠慢を行つてゐることを知り、また、その地のサイイドたちがオルドに到來して行つた、ワクフ物件がカイセリヤ等離れたところにあるスィヴァスの物件も荒廢したためダールッスィヤダが十全に機能しなくなつたとの陳情を受けて出されたものである。彼は、息子ジャラール Galal を含むスィヴァスの助手たち (nuwwab) に、その地にハンマーム・店舗・水車を建造し、また “Qanawāt-i Rašīdī” と名付ける四本のカナートを掘つて、それらをこのワクフに組み込むことを命じたと書き送つてゐる。ラシードの個人活動を列擧しつつも、ワクフの資産が荒廢した場合には、スィヴァスの國稅 (mal-i diwān) から修復のために出費するよう命じており、オルドで行われた陳情を國家の代表としてラシードが處理したものであることが知れる。そして、スィヴァスのサイイドたちがダールッスィヤダを國家が管理するものと捉えていたガザン以降の状況も判明する。

B ナキープの中央集權化

サイイドのタージュッディーン・アーヴァジー Tag al-Din Abu-l-Faql Muḥammad Āwajī は、オルジェイトの
 シーフ派公式採用に影響を与えた人物である [TU/ms:178b; tx:99—100; MA:271—72; ZĠT:100—01, 103n.]。彼は、
 アーヴァ出身の家系の出でクーフに生まれ Mashad-i Amir al-Mūminin 'Alī [ナシヤン] に育った [ZĠT:100—01]。
 彼は、オルジェイトの下で高位を占め、「全てのマザールとマシナード〔聖廟〕がヤルリグの命により彼に委ねられてい
 た」 [TU/ms:192a; tx:131—32] という。一四世紀の交に著されたサイイド系譜集 'Umdat al-'Talib は、彼が「イラ
 ク・レイ・ホラーサーン・ファールス・その他の地域全體の、帝國の大ナキープ職 (niqabat al-nuqaba' al-mamalik)」
 に任じられたと述べる [TU/T:377]。この史料の職名をそのまま當時の職名として信用することには躊躇せざるをえない
 が、ナキープの代表に多大な権限を与えるナキープの中央集権化が計られたことが判る。彼の権限を確認するなら、明確
 であるのは次に示すナジャフのフリー廟を含む各地の聖廟の管理、統轄であるが、彼がラシードの陰謀のために處刑され
 たことを記す諸史料から、彼がサイイドへの支給を管理していたことが窺え、また、ナジャフのサイイド社會と特に密接
 な關係があったことが窺える。⁽⁴⁸⁾

C ナジャフのナキープ

ナジャフにもガザンによってダールッスイヤダが建造されたことは既に確認した。タージュッディーンが處刑され、
 スンナ派が復権した後⁽⁴⁹⁾における、そのナジャフのナキープの状況を示す事例を、アブーサイード Abu Sa'īd 治世二三二
 七年にその地を訪れたイブン・バトゥータが報告している。

この町には、税 (magāram) もなく、徴税人 (makās) もいなく。そして、君主 (wālin) もいなく。しかし、彼
 ら〔ナジャフ住民〕をシャリーフたちのナキープ (naqib al-a'sāf)⁽⁵⁰⁾が統治している。 [RIB I:418—19]

シャリーフたちのナキープはイラクの王の代理である (mugaddam min maliki al-Iraqi)。彼のイラクの王の下
 の地位は強固であり、その位階は高い。彼は、その旅行中、大アミールと同等の儀禮を行う權利 (tarīb al-umarā'i

al-kiḅarī)を持っている。旗と太鼓を持ち、朝夕、門のところで軍樂が演奏される (tuḡrabu al-ṭabalxanatu)。彼らは、この町の統治權 (ḥukm) を持っており、彼以外にここに君主はおらず、スルターンやその他の如何なる者のためにも税はない。

[RIB I : 419—20]

「シャリーフ (šarīf, pl. : ašraf) 」とは、アラブ語史料においてムハンマドの家系を指し、ペルシア語史料の「サイイド」とおおよそ對應する。ペルシア語史料ではこの二語が並列されることも多い。「イラクの王」とはイルハン國の君主を指し、ここでの「イラク」はイルハン國の領域を指している。

イブン・バトゥータがナジャフを訪れたときにこの職を得ていたのは、先のタージュッディーン・アーヴァジの息子ニザームッディーン・フサイン Nizām al-Dīn Husain b. Tağ al-Dīn al-Āwī であつた。そして、イブン・バトゥータはその前任者の四名の名を挙げ [RIB I : 420—21]、うち二名に關して、⁽⁵¹⁾ 次のような情報を報告している。

ナキープのキヴァームッディーン・ブン・ターウース Qiwām al-Dīn b. Ṭāūs が歿し、イラクの人々 (ahl al-Ṭāq) は、「メディナ出身でヒッラに住んでいた」アブーグッラ Abū Ḡurra [al-Madani] がシャリーフたちのナキープ職 (niqāba al-ašraf) に就くことに一致し、そのことをスルターン、アブーサイードに書き送った。アブーサイードはそれを承認し、アブーグッラにヤルリグ——「マグリブでの」命令書 (al-ṭahr) である——を送り、また、イラクの地域 (bilād al-Ṭāq) のナキープたちの慣行に基づいて、名譽の賜衣 (al-xil'a) と旗と太鼓を贈った

[RIB I : 421]

これらの情報に對應するペルシア語の記述を算聞にして知らないため、イブン・バトゥータの言う「シャリーフたちのナキープ」の正確な職名は判らず、これを先に示したナキープの代表の直接の後繼とするのは、可能性が高いと思われるもの躊躇せざるをえない。しかし、上の記述における「イラクの人々」が特にイルハン領内のサイイドたちを示していることは間違いない。アブーサイード治世、サイイドの總意によるナキープの代表がイルハン國の君主の承認を受け、大

アミールに伍する地位を得、アリー廟のあるナジャフというサイドにとっては特別な意味を持つ都市を統治するという體制が確立していたことが確認できる。

D ジャラーイル朝の大ナキープ

ジャラーイル朝スルターン・ウヴァイス *Sulṭān Uwais* に獻呈された、公文書集 *Daftar al-Kutib* に「サイドたちの大ナキープ職とダールッスィヤードのワクフのムタワッリー職」に関する任命書が収められている〔DK:202—07〕 (“*dar tafwid-i naqib al-nuqabā'i-yi sādāt wa tauliyat-i augaf-i dur al-siyadat*”)。この任命書は、先に示した状況を國家の側からより明瞭に教える。以下に、任命書後半の、職務に關するまとめの部分の譯出を試みる。⁽⁵²⁾

〔二〇四頁〕：サイドの大ナキープ職は、偉大なるサイドたちに特定のものであり、預言者の一族〔*asraf-i nabī*〕以外の誰にもいかなる介入の機會もないゆえに、この高貴な職、至高なる地位は、「各地の」ダールッスィヤード〔全體〕のムタワッリー職とともに、……‘Alā’……al-Dīn Sayyid Amīr ‘Alī…〔贊辭および資質の列擧省略〕：〔二〇五頁〕に、任じられた。彼の手は、この重大な仕事、偉大な地位の處理において、強力かつ絶對的なものとなつた。〔他の者の〕参加や介入の門は完全に閉鎖された。そうして彼は、彼の遍く知られたる、完全なる資質、十全なる勇氣、充實した冷靜さ、十分な眞摯さと敬虔さによつて、サイドたちの系譜の確證を行い、正しき系譜を詐稱者〔*muntahil*〕から守り、『神は我らに屬さないのに我らに加わる者を呪い給うた』というハディースに従つて、詐稱者の懲罰に従事する。そして、*Sulṭān. Gāzān Xān*…の創設したもの〔*mabniyat*〕の一つである各地のダールッスィヤードにおいて、サイドたちの名で渡され定められている支給〔*waḡfa*〕を、ダールッスィヤードがその地に建てられている各地域のサイドたちに定め、この件に關し、吏員〔*mutasarrif*〕たちが遲滯・拒否・妨害・延期・保留の汚點なしに應じるべき文書を書く。……〔中略〕……。

〔二〇六頁〕以上の次第を以て本命令が發布された。ウルス・アミール、ヴァズィール、イナク、萬人隊長、ウル

カ・フミール、大ディーヴァーンの長たち (aṣṣāb-i drwān-i buzurg) 帝國 (mamalik-i mahṛusa) 諸州の千人隊長、百人隊長、諸王 (mulūk) ハーキム、サイイド、シャイフ、カーディー、イマーム、ウラマー、およびダールッスィヤードの吏員と書記 (bīrkājiyān) は、ハーニー暦五九年の初めより、murtadā-yi a'zam Sayyid 'Alā' al-Dīn Amir 'Alī... [贊辭] …をサイイドの大ナキープ、種々の幸運と權威を集める者 (ḡāmi'i anwā'i sa'ādāt wa siyādāt) と認め、服従、稱賛、尊敬せよ。そして、サイイドの諸問題、彼らの系譜の確認、詐稱者 (muntahīlan wa mutasayyidan) の懲罰に關し、すべて、彼と彼に任じられた者たち (gumāstāgān-i ū) の指示に従え。その者たちの命令と禁令にすべての件で従え。帝國全土のダールッスィヤードとそのワクフの吏員と書記は、[二〇七頁] 彼がサイイドの支給のために書いた命令、文書、割付證 (Barawāt) を實行すべきものと認め、その命令に服し、反抗することのないようにせよ。ダールッスィヤードのワクフ物件とその収益の寫し (nusrā) を正しく書き、彼の許に送り、彼にそれに関するすべてを知らせよ。毎年、ダールッスィヤードのワクフの収益の一〇分の一を、彼に信任された者たち (mu'tamadān-i ū) に對して、ムタワッリー職の權利 (haqq al-ta'uliyyat) として應じよ。些かも缺けることがあつてはならない。

「日付脱落」に書いた。

[DK:204-07]

この任命書は、ハーニー暦五九年(＝七六一年／一三六〇年)の日附を有し、ジャラーイル朝スルターン・ウヴァイスの治世(二三五六―七四年)のものであることが判る。國家の役職としての「大ナキープ」の職名が史料上確認できるのは、⁽⁵³⁾管見の及ぶ限りこれが最初である。

ここに現れるダールッスィヤードは、「ガザン・ハンの創設したものの一つである各地のダールッスィヤード」と定義され、その「ムタワッリー職」と共に大ナキープ職が與えられている。ガザンのダールッスィヤードが、ジャラーイル朝下で、國家の官職としての大ナキープによって一元的に統括、管理されたことを示している。

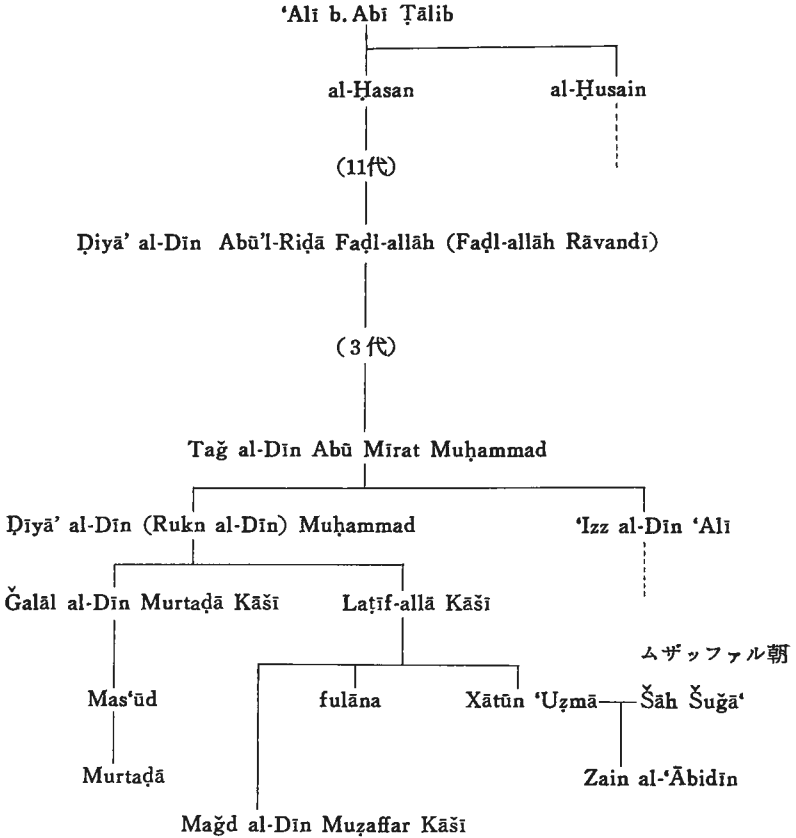
以上の事例から、サイイド社會の中心であるナジャフの統治權を持ち、ダールッスィヤードを使用して各地のサイイドを統括する大ナキーブ職がオルジェイト治世以降確立していったという圖式を描くには、各事例を繋ぐ環が未だ不足しているであろうし、多くの問題が残されているであろう。⁽⁵⁴⁾しかし、少なくとも、ガザンがダールッスィヤードを建造した當初の、國家がサイイドを保護・掌握・管理し、國家の側に取込むという目的は、ナキーブの中央集權化の政策と共に、オルジェイト時代にさらに進められ、それはアブーサイード時代、イルハン國崩壊後のジャラーイル朝時代にも繼承されていったことは確認されえたものと思う。また逆に、この任命書において、サイイドを掌握する裝置としてダールッスィヤードの使用が規定されていることは、いかにダールッスィヤードがその目的のために有効な手段であり續けたかを明確に證明しているといえよう。

2 サイイド・カーシー家

國家の側では、ガザンの政策は、オルジェイト以降も繼承・發展され、サイイドを國家の側に取り込んでいったのだが、これは、サイイドの側からいえば、ナキーブの代表がナジャフの統治權や大アミールに伍する權限が與えられるなど、國家内での地位を大きく上げることに結び附いた。各都市においても、各々の都市社會において、サイイドの地位が上昇し、史料にその都市を支配したと記述される例も幾つか見られる。ここでは、先のワクフ文書においてカーシャーンのダールッスィヤードのムタワッリー職が委ねられたジャラールッディーン・ムルタダーの家系(サイイド・カーシー家と假稱する⁽⁵⁵⁾)を概観することによって、その一事例を提示する。

彼の家系は、サイイド系譜集 '*Umdat al-Talib* に記載された系譜から再現することができる [UT:212-13]。アリ・'Alī の息子ハサン Hasan の子孫であるこの家系のうち、ジャラールッディーン以前にその活動が確認できたのは、彼の六代の祖ディヤーウッディーン・ファドルッラー Dīyā' al-Dīn Faḍl-allāh だけであり、一二世紀のアブドゥルジャ

サイイド・カーシー家



* Maḡd al-Dīn Muẓaffar Kāšī 以外は, 'UT : 212—13 に基づく
ラカブ等は, 他史料により追加・訂正

リール・ラーズィー ‘Abd al-Galīl Rāzī の著 *Kitāb al-Nagā* に登場する。その著が執筆されていたころ（二六七七年）、カーシャーンのマドラサでムダッリスをしていたことが判る。その著者は、彼を「世界中で學識と禁欲で比類のない者」と述べている。⁽⁵⁶⁾

ガザンのカーシャーンのダールッスィヤーダのムタワッリーに任じられたジャラールッディーンは、その文書よりカーシャーンの名キープであったことが知られる。ならに、彼はラシードの助手 (na'ib) となつて中央に進出しており、オルジェイトのギーラーン遠征の際、ラシードとムザッファル朝の名祖シャラフッディーン・ムザッファル Saraf al-Dīn Muẓaffar の對立を執り成したりつづける [MI:39; TAM:32]。そして、七一〇年／一二一〇—一二年ハマダーンで歿している [TU:120]。

彼の弟ラティーフラー Latīf-allāh は、おさるへ兄の死後、カーシャーンの名キープとなり、暫くの間カーシャーンを掌握していた (muddatī wīlayat-i Kāshān rā dābī namūd) [ZMA/ms:285b; /tx:342]。そして、娘の一人がムザッファル朝シャー・シュジャール Šāh Šuġā' b. Mubārīz al-Dīn Muḥammad に嫁ぎ、ムザッファル朝最後の君主になるザイヌルアービディーン Zayn al-Ābidīn を産むことになる [UT:213; TAM:90]。彼の死後になつて、カーシャーンはシャー・シュジャールの支配下に入るようになる [ZMA/ms:285b; /tx:342]。

なお、インジュ家シャイフ・アブーイスハーク Saix Abū Ishāq と結んでイスファハーンを支配していた同じくサイドのジャラールッディーン・シール・シールラーン Ġalāl al-Dīn Mīr-Mīrān は、ムザッファル朝の包圍に抵抗していたが [MA/ms:276b; /tx:316—17; TSU:174, 176; TAM:68, 74]、最終的にカーシャーンに逃亡する [TAM:74]。それは、時期的にラティーフラーの掌握するカーシャーンであったと思われる。

シャー・シュジャール歿（二三八四年）後の混亂收拾の後、ムザッファル朝の君主となつたザイヌルアービディーンは、自分の母の兄弟であるマシエドゥッディーン・ムザッファル Maḡd al-Dīn Muẓaffar をイスファハーンのハーキムに任じ

る〔TAM:110〕。すなわち、ラティーフツラーの息子である。この人物は、一三八七年のティムールの遠征の際、ムザッファル朝の意志とは係わりなく、イスファハーンのハーキムとしてその地の名望家層 (akabir) と共にティムールを出迎え、市壁の門の鍵を彼に渡すことになる〔TAM:123; ZNY:312〕。

このように、このカーシャーンのサイイドの家系は、ジャラルッディーン・ムルタダーがガザンのダールッスィヤードのムタワツリーに任命されて以来、都市内の政治的地位を最高に高め、時の政權との關係を強化しながら、一四世紀のイラン史の展開に重要な役割を果たすことになったのである。カーシャーンはシーア派の都市として知られていたが〔NQ:67-68〕、スンナ派シャーフィイー派の住民が多数を占めたイスファハーン〔NQ:49; RIB II:59〕においても、同様のサイイドの都市支配の状況が見られる。これは、時の政權が、彼ら有力なサイイドを取込もうとした結果でもあったが、この点においてもガザンの政策の當然の歸結といえよう。

おわりに

以上、これまでほとんど顧みられることのなかったダールッスィヤードという施設に關して、その基本的な機能、建設の目的、その影響を探るために論を進めてきた。散在する細かな情報に依據して論を進めざるをえなかったため、未整理の箇所も多々存在するかと思う。ここまで、確認できたことを次のようにまとめることができる。

一、ガザンは、七〇二年ラジャブ月／一三〇三年二―三月にタブリーズのガザニーヤを初めとする一〇都市にダールッスィヤードを建造し、運営のためにワクフを設定した。その機能としては、サイイドのための宿泊施設としての機能とワクフに基づくサイイドへの慈善の據點としての機能の二つと確定できた。

二、ガザンは、イラン都市社會の黨派對立に對處し、そのバランスを取るために、預言者の子孫であるサイイドをカリフ位喪失後のイスラムの權威を代表するものとして、社會の核に据えて保護し、同時にその社會の核を保護することによ

って掌握・管理して國家の側に取込み、イスラム社會の統治者としての政權の安定性を増すことを目指す、というイスラムを受容したモンゴル政權としての積極的な社會政策の裝置として、ダールッスィヤードを建造した。

三、その社會政策は、ナキープの中央集權化の政策と共に、オルジェイト時代にさらに進められ、アブーサイード時代、さらにジャラーイル朝時代にも繼承されていき、ダールッスィヤードは國家がサイイドを保護し管理する手段であり續けた。この政策は、サイイドを代表するナキープの代表にナジャフの統治權等の多大な權限を付與することになり、また、都市社會においてサイイドの地位を高めサイイドが都市を支配するという狀況をも生み出した。以上である。

以上の結論を得られたことによって、より大きな新たな問題を考える契機が與えられる。イランのシーア派化の歴史を説明する代表的な研究は、この一四世紀に關して、ガザンやオルジェイトのサイイドへの敬意やシーア派傾向を述べるものの、その影響を考慮せず、専らスーフィズムの活動の分析に終始してきた。⁽⁵⁸⁾しかし、ガザンによるダールッスィヤード建造は、國家體制内、および都市社會でのサイイドの地位の上昇をもたらした。サイイドがすなわちシーア派であったわけではないが、彼らは預言者の子孫であると同時にアリーの子孫でもあった。マムルーク朝下でスナ派四マズハブ體制が成立しつづつあったこと⁽⁵⁹⁾をも考慮すると、ガザンの政策が、後世のイラン社會のシーア派化の一つの要因となったと考えてもよいのではないだろうか。

ティムール朝下でも、大ナキープの存在が確認され、⁽⁶⁰⁾またダールッスィヤードの建造も知られている。特にシャールフ Şāh Rux の妻ガウハル・シャード Gauhar Šād がイマーム・レザ廟のあるマシュハドを整備したことは重要であるが、そこにもダールッスィヤードが附屬していた。⁽⁶¹⁾これらのティムール朝時代の狀況の追究が、今後の課題となろう。

史料略號

DK: Muḥammad b. Hindūšāh Naxčivānī, *Daṣṭar al-Karīb fi Ta'īn al-Marātib*, II, ed. A. A. Ali-zade, Moscow,

1976.

ĞT : Rašid al-Din, *Ğami' al-Tavāriḫ*, ed. A. A. Ali-zade, Baku, 1957.

ĞX : *Ğami' al-Xairāt*.

/a : eds. I. Afšar and M. Taqī Daniš-pažūh, Tehran, 1341/1962.

/b : ed. I. Afšar, *Yadğārḥā-yi Yazd*, II, Tehran, 1354/1975.

MA : Muḥammad Šebānkārā'i, *Mağma' al-Ansāb*.

/ms : Yeni Cami 909.

/tx : ed. Mir Hašim Muḥaddiṣ, Tehran, 1363/1984.

MI : Mu'in al-Din Yazdī, *Marwāḥib-i Ilāhī*, ed. Sayyid Nafisi, Tehran, 1326/1947.

MṬ : 'Alī b. Ḥusain b. 'Alī ('Alā Qazwini Hilālī), *Manāḥiğ al-Talibin fi Ma'ārif al-Šāliḥin*, ms. Aya Sofya 1467.

NQ : Ḥamd-allāh Mustaufī, *Nuḫḫat al-Qulub*, ed. G. Le Strange, London, 1915.

RIB : Ibn Baṭṭi'a, *Voyages d'Ibn Batoutah*, ed. C. Defrémery et B. R. Sanguinetti, 4 vols, Paris, 1854.

ŠN : Ibn Zarkūb Širāzī, *Šīrāz-nāma*, ed. I. Wā'iğ Ğawādi, Tehran, 1350/1971.

TAM : Maḥmūd Kutubī, *Tāriḫ-i Āl-i Maẓaffar*, ed. 'Abd al-Ḥusain Nawā'i, Tehran, 1364/1985.

TŠU : Abū Bakr Aharī, *Tāriḫ-i Šāiḫ Uveysī*, ed. J. B. Van Loon, The Hague, 1954.

TU : Abū al-Qāsim Qāšānī, *Tāriḫ-i Ulğaitu*.

/ms : Aya Sofya 3019/3 (fol. 135—240).

/tx : ed. Mahin Hamblī, Tehran, 1348/1969.

- TW: Wassaṭ, *Tarīḫ-i Wassaṭ*, Bombay, 1269/1853 (Tehran, 1338/1959, photocopy ed.).
- ‘UT: Ibn ‘Inaba (Ibn ‘Utba), *‘Umdat al-Ṭalīb fī Ansāb ‘Alī Abī Ṭalīb*, Beirut, n. d.
- ZMA: Ġiyās al-Dīn ‘Alī Faryūmādī, *Zail-i Mağma‘ al-Ansāb-i Šabānkārā’i*, in MA.
- ZĠT: Ḥaḥz-i Abrū, *Zail-i Ġamū‘ al-Tawarīḫ-i Rašīd*, ed. X. Bayānī, Tehran, 1350/1971 (2nd ed.).
- ZNY: Šaraf al-Dīn ‘Alī Yazdī, *Zaḡar-nāma*, I, ed. M. ‘Abbāsī, Tehran, 1336.

註

- (1) Wilber, D., *The Architecture of Islamic Iran. The Il Khānīd Period*, Princeton, 1955 (repr. New York 1969), p. 190.
- (2) Golombek, L. and D. Wilber (eds.), *The Timurid Architecture of Iran and Turan. vol. 1: text*, Princeton, 1988, p. 469.
- (3) Golombek-Wilber 1988: 49.
- (4) 岩波昭男「ニギハヤヒ家のワタノト一四世紀のヤズド」『史料』七二—三(一九八九)二二七—二二七頁註。なぞ
羽田正「牧地都市」『墓廟都市』『東洋史研究』四九—一(一九九〇)二五頁註。久保一之「ミール・ナリー・シールの學藝伝説とひつじ」『西南アジア研究』三三(一九九〇)三三—三三頁註。
- (5) Golombek-Wilber 1988: 49.
- (6) Bausani, A., “Religion under the Mongols”, *CHI V*, Cambridge, 1968, pp. 543—44, Lambton, A. K. S., *Coni-*
- nity and Change in Medieval Persia*, Albany, N. Y., 1988, p. 325. 彼が國にまつておのゝ記述の一部は既に坂本勉「Ghāzān khān のイスラーム改宗について」『エルトミ民族とイスラーム』に關する共同研究報告：昭和四七・四八年度』『東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所』一九七四年三二四—五〇頁に引用され、ミール・ナリーの建築に關しては觸れられてゐる(三二五頁)。
- (7) シヤーンカーライエフの著作に關しては、Aubin, J., “Un chroniqueur méconnu, Šabānkārā’i”, *Sfr* 10 (1981), pp. 213—224 參照。
- (8) Tauer, F., “Les manuscrits persans historiques des bibliothèques de Stamboul, I”, *ArOr* 3(1931), p. 96 (no. 31) 參照。Jahn, K., “Study on Supplementary Persian Sources for the Mongol History of Iran”, Sinor, D. (ed.), *Aspects of Altaic Civilization*, Bloomington, 1963 (repr. Westport, 1981), p. 201 に採れられてゐる史料は、

39) 一五世紀後半の段階で、この村落は荒廢していたことが判る。

- (16) “al-‘awāmīl”の語義に關しては、岡崎正孝氏のご教示を得た。

- (17) テキスト上は “AST‘RARHA”。意味不明のためこのように読み替えて譯出した。

- (18) “an yu‘āyirna li-ṭi-buq‘āti min al-sā‘atī imāman wa …”。「その施設にサイイドたちの中からイマーム〔やその他の者〕を定めた」とも解釋できようが、ヤズドのダール・スィヤードのワクフ文書においては、その施設の管理人にモンゴル人の解放奴隸が定められており、職員をサイイドに限定する規定はない〔GX/a:115; /b:479; cf. 岩武 一九八九:二七〕。したがって、本文の如くに譯す。

- (19) テキスト上は “ALAWQAT”。しかし、ここでは明らかに “al-augaf” とある。

- (20) テキスト上は “ALHSYNY”。しかし、この人物は、フサニール系のサイイドではなく、ハサニール系のサイイドである(第三章第2節参照)。

- (21) ワクフの管理・監督の國家の役職の名稱に關して確認すると、ナスィール・ディーン・ナッサー・ナスィール al-Dīn Tusi は、マラーガの天文臺建設・運営に關連して、諸國のワクフの監督を行ったが(黒柳恆男, 「ナスィール・ウッ・ディーン・トゥースィーの生涯と業績」、『オリエンツ』九(一九六六)、一七二、一七五—七六、一七八—七九頁参照)、この監督の職の任命を記したワッサーフ Wasāf は、

“tauiyat-i augaf-i tamāmat-i mamalik-i bastā” が與えられたと記している〔TW:51〕。一方、七三三年ラジャブ月／一三三三年四月に最終的に纏められたワクフ文書集 *Ġāmi‘ al-Xairāt* に “ḥukkām al-augaf” と綴じて、査定 (al-muḥ-āsabat) や十分の一税 (al-‘uṣr) の分配 (‘al-tauzi‘āt) を求め、このワクフ物件に彼らが干渉するのを (mudāḫalat-hum) を禁じた〔GX/a:83; /b:454〕。カーデーヤン・キム全般で、特だ ḥukkām al-waqf に對して、またその他の者に對して、そのワクフ全體における占有や介入の權限 (taṣarruf au madkal fi al-augaf al-‘āmmai) を持つ者とならうとを禁じた〔GX/a:169; /b:524〕。ところが文書が見えて、この “mutawallī al-augaf al-mamlakat” は *Ġāmi‘ al-Xairāt* の “ḥukkām al-augaf”, “ḥukkām al-waqf” [ḥukkām=ḥakim の複數] に對應するべきである。この職名の統一や統一なワクフ管理の役職は、シャリーフ朝に於て “ḥukūmat-i augaf-i mamalik” [ḥukūmat=ḥakim 職] として確立している。 *Dastūr al-Katib* とその官職任命書が收録されている (“dar tafwīd-i ḥukūmat-i augaf-i mamalik” [DK:207—213])。その役職の職務は “ḥakim-i diwān-i augaf-i mamalik-i malḥusa” [DK:211] として、シャリーフ朝下のワクフを統括し、ワクフの職員任免、ワクフの收支の報告を受けることなどであり [DK:211—12]、各ワクフの收益から十分の一を毎年 “ḥaqq al-tauziyat wa al-ḥukūmat” [mutawallī ḥaqq ḥakim として受け取るもの] となし [DK:213]、

この任命書において、*hakim-i auḡaf* の職務を表現する際に、*“tauliyat”* という語を *“hukumat”* の語と並列に用いていふことが、カーシャーンの文書における *“mutawallī al-auḡaf al-mamlakat”* が後の *hakim-i auḡaf* に對應することを示唆している。徐々にその役職と職名が整っていったのであろう（註(54)参照）。

(22) コーラン：Ⅲ—三〇。

(23) テキスト上、各證人記名の下に、ブラケット「」内にその人物のラカフや役職名が示されている。これは、本文書の校訂のなされ方や他のワクフ文書の寫眞とその校訂の比較から判断して、文書原本の最初の寫しの作成時における、*muhṛ* (印) 等の確認のための註記の部分と判断できる。したがって、この記述は、當時のイルハン朝の官僚機構を知るうえで、極めて重要な情報を提供していると考えられる。ちなみに、この人物に関しては、*“[siḡill-i qādī al-quḏāt Maḡd al-Milla wa-ḡ-Din Šīrāzī]”* և Վերահսկիչ Մանուկ Մանուկյան 證人記名には *“[X^wāḡa Rasīd]”* և Վերահսկիչ Մանուկ Մանուկյան 〔二二七頁〕。

(24) *Taḡ al-Din al-Sabki, Tabaqāt al-Šāfiʿiya al-Kubrā*, 6 vols., Cairo, 1323—4h./1905—06, vol. 6, pp. 83—84. 祖父父を含めた三代の記録は、*Ḡunaid Šīrāzī, Šadd al-Iʿzār*, ed. Muḥammad Qazwini, Tehran, 1328/1949, pp. 420—26 参照。他のペルシア語史料での言及はその校訂者による註記を参照。また、この人物を、詩人ハーフィズ *Hafiz* が詩で稱賛していることに關しては、*TAM (taudhāt)*: 141—42 参照。

(25) 老齡の彼を訪問したイブン・バトゥータは、彼がオルジェイトのシーア派傾向を改めさせた逸話 [RIB II: 57—62]、アブー・サイードが彼の下に表敬の使節を送っていたこと [RIB II: 56] を傳えている。

(26) 本田實信、*「イルハンの冬營地・夏營地」*、『東洋史研究』三四—四（一九七六）、九五頁（同『モンゴル時代史研究』東京大學出版會、一九九一年に同題で再録。三六八—六九頁）参照。

(27) *GX/a:114—117;/b:478—481. cf. 岩武 一九八九：二七。* 宿泊施設としての機能で、ガザンのものは貧しいサイイド二五人を居住させるのに對し、ヤズドのものは旅行者に重點を置き貧しいサイイドを居住させる機能が與えられていない點では異なっている。

(28) Bausani 1968: 543—4. 彼に従い坂本氏も同様の見解を取る [坂本 一九七四：二五]。また Spuler, B., *Die Mongolen in Iran*, 4th ed., Leiden, 1965, p. 157, Lambton 1988: 255 等と同様である。

(29) この點に關して、中國のモンゴル政權に關してではあるが、杉山正明氏の次の言が参考となる。「モンゴルは宗教を一種の政治團體として扱い、そのうちの際立つた人物に職權を刻した公印を授與してその宗教に屬する人間を取り仕切らせ、彼らに對する各種の命令・敍任・證明書などの交付權を委任した」（杉山正明「西夏人儒者高智耀の實像」、河内良弘編『清朝治下の民族問題と國際關係』玄文社、一九九一年、七七頁）。

- (30) 「バイジュ・バフシ Baigu Bashi の子。幼少期よりガザンの許で尊大になっていた。レイ地方でシーフ派の中で成長し、常に帝王ガザンの御前でそのマズハンを支持していた」[ZǔT:101n.]。また、末茂碩敏「Ghazan Khan 政権の中核群について——Il Khan 國政とガザン Ghazan Khan 政権成立の意義——」、『アジア・アフリカ言語文化研究』一八(一九七九)一三八頁参照。出自はウイグル人であった。
- (31) 著名な事件であるが、確認しておく。まず、イラーケ・アラブ全地域でフトゥからフリー以前の三名のカリフの名を削除しフリー、ハサン、フサインの名に定める命が出され、次いでイラン全土で七〇九年シャマーン月／一二三〇年一月に貨幣の銘が一ニイマームの名に変更され、シーフ派はフザーンに「うちを善行のために来れ」の一句を付け加えた[TU/ms:179a;/x:100]。また、MA/ms:258b;/x:272 参照。
- (32) Madelung, W., "The Spread of Maturidism and Turks", *Actas do IV Congresso de Estudos Árabes e Islâmicos, Coimbra-Lisboa 1968*, Leiden, 1971, pp.109—168 (idem., *Religious Schools and Sects in Medieval Islam*, Variorum Reprints 1985 に再録)。この論文のイランに関する記述は、idem., *Religious Trends in Early Islamic Iran*, Albany, N. Y., 1988, pp.26—38 に要約されている。Ajomand, S. A., *The Shadow of God and the Hidden Imam*, Chicago and London, 1984, pp.28—29 を彼に基づいて記述する。この対立、抗争のためニシャブールはモンゴル侵入
- 以前に既に崩壊していたし、イスファハーンがモンゴルに占領されたのもこれに起因していた (Buliet, R. W., *The Patricians of Nishapur*, Cambridge Mass., 1972, pp.76—81, Woods, J. E., "A Note on the Mongol Capture of Isfahan", *JNES* 36(1977), pp.49—51)。
- (33) Bausani 1968:543, 544。フーン・ヤ・アブハーに基いて [ZǔT:102—03n.]。そのオリジナルの記述はカーシャニーに見られ [TU/ms:176b—179a;/x:95—100]。また、Lambton 1988:255 を同見解である。
- (34) 羽田一九九〇:六参照。
- (35) Madelung 1971:155—164。
- (36) 第一章第一節に引用した記述以外に、*Ǧāmi' al-Tawārīx* の年代記部分の七〇二年のシリフ行軍の記事では、*Mashad-i Husain* (カルバラ)での慈善行為やベンディヤーサ、アーナ到着を記述するが [ZǔT:353]、タールッスィヤード建造にかかわる記述は一切ない。
- (37) 第三章第二節で示される例以外にも、シャーフイイー派であったヤズドのニザーム家の例を挙げることができる。特に Aubin 1975:112; 岩武一九八九:二四参照。
- (38) 本田實信「スルターニヤ建都考」、『東方學會創立四〇周年記念東方學論集』(一九八七)七四〇—四一頁(本田一九九一に「スルターニヤの建設」として再録。三五一頁)、羽田一九九〇:一五一—八。
- (39) MI:209—10; TAM:57—58。七五二年／一二三五年に新たな據点ケルマーンにシャームとタールッスィヤードを建造

する。

- (40) 加藤和秀「アミール・ティームールとシャフル・イ・キン
ヤ」『西南アジア研究』二九(一九八八)、四八、五一〜五
五頁。

- (41) Allen, T., *A Catalogue of the Toponyms and Monu-
ments of Timurid Herat*, Cambridge Mass., 1981, p. 156
(no. 531).

- (42) 羽田 一九九〇参照。

- (43) Mez, A. (trans. by Khuda Bukhsh, S. & D. S. Margot-
luh), *The Renaissance of Islam*, London, 1937, pp. 148
—49. ナキープの職務に關しては、マワフルディー著「統治
の諸規則」の邦譯によつて、簡便に知ることが出来る。湯川
武譯「統治の諸規則Ⅱ」、『イスラム世界』二二(一九八四)、
八三〜九〇頁(第八章名門家族の後見人(ナキープ)制度)。

- (44) Lambton 1988: 319. なお、ニシャプールにおいて、一
世紀の初頭に、ナキープ職を保持していた家系が、ナキープ
職を争う裁判に敗訴して、その地を離れてサブザヴァールに
移り、勝訴した家系が以降ニシャプールのナキープ職を保持
し、兩家系ともセルジューク朝下の兩都市で黨派對立へ關與
するとともに政治的・社會的に重要な役割を果たしていたこ
とが知られてゐる (Audin, J., "L'aristocratie urbaine dans
l'Iran seldjoukide: L'exemple de Sabzavār", *Mélanges
offerts à René Crozet*, Poitiers, 1966, pp. 326—27, *Bullet*
1972: 235)。都市單位にナキープが存在し、一家系がその職
を保持する、都市におけるナキープのありかたを示すよい例

である。また、アッバース朝期のバグダードにおけるナキ
ープ職保持者のリストが存在する (Massignou, L., "Cadiis et
naqibs baghdadiens", *WZKM* 51 (1948/52), p. 113)。

- (45) "Maktūb kih bar ahāl-yi Sivās niwīsta-ast dar bāb-i
Dār al-Siyāda-yi Gāzāni kih dar ānḡa vāq'i ast", *Mukā-
tabāt-i Rašīdī*, ed. Muḥammad Šafī, Lahore, 1947, pp.
156—59 (no. 28). その文面は「建造者は」云々の「イム
ン」の柱石たるは變ひつゝあるが、(bā wuḡūd-i maṭi-
bani wa tagaiyur-i arḡān-i Ilxān) 云々の文面(一五六
頁)があることから、オルジョイ・イ治世に書かれたものと知
れる。

- (46) Bausani 1968: 543; Arjomand 1984: 29; Spuler 1985:
158.

- (47) MA/ms: 258b; /tx: 271—72 は、彼のニスを「ムンハリ
ー」云々「ムンハルとサンシヤーン出身 (az Abhar [ms:
Abhar] wa Zangān)」とする。

- (48) ターシヤッディーン・アブヴァジーが高位を占めたのは、
シーア派の要因ばかりではなく、ウアズィール、サマドウッ
ディーン・サウヴァジーの有力な協力者であったからであろ
う。カーシヤーンは、彼を「[サマドウッディーンの]最
大の支柱 (rukn-i aḡzam)」と呼んでゐる [TU/ms: 189b;
/tx: 125]。彼は「サマドウッディーンの處刑に續いてその協
力者たちと共に七一年ズルヒジャ月一日／三二二年四
月九日に處刑される。彼の處刑に關して、シャバーンカーラ
イー、ハーフィゼ・アブルーはシーア派採用の責任のため處

刑されたと説明しているが [MA:272; ZGT:102] シーナ派支持色の強い、カーシャーニー、*‘Umdat al-Talib* は、ラシードが個人的恨みから、Mashad [ナジャフ] のサイイドたちに對し彼を中傷して孤立化させ、やがて彼の系譜書 (nasab-nāma) に細工をして處刑に至らしたとしている [TU/ms:192a-b; tx:131—33; UT:377—78]。これについて、ラシードの協力者の一人であったワッサーフも「サイイドや他の人々の金銭から三〇萬ディナールを横領、取得、着服していた」こと等が裁判 (yargū) で明らかになったためとしていて [TW:538]。ラシードの中傷の内容とそれが裁判で受入れられたこと、そしてシーア派採用の責任が直接の原因ではなかったことが判明する。ワッサーフによれば、彼は Mashad-i-Mugaddas [ナジャフ] のサイイドたちに引渡されチグリス河岸で撲殺された。*‘Umdat al-Talib* もこれを記すが、それはラシードが高官職を條件にその實行を何人かのサイイドに依頼した末のことであった (註(51)参照)。このように、タージュディーンがサイイドへの支給を横領できる立場にあったこと、およびラシードのサイイドたちの反感を引起さないような周到な陰謀によって、ナジャフのサイイドたちの支持を失ったことが彼の死の直接の原因であったことが判る。

(49) カーシャーニーは、處刑後のタージュディーンの死體をばらばらにしたバグダードのハンバル派に對してオルジェイトが怒り、ハンバル派のカーディーを廢してシャーフィイー派に従うようにしたことを記しており [TU/ms:192b; tx:

132—33]。また、イブン・ヌッタータの記事から (註(25)参照) 一時はスンナ派が復権したことが判る。しかし、この記述は同時にオルジェイトが變わらずサイイドを重視していたことを示している (cf. Arjomand 1984:281n.)。その後の状況は不明確であるが、シーア派形式の貨幣が發行され續けられたことが判っている (Blair, S. S., “The Coins of the later Ilkhanids: A Typological Analysis”, *JESHO* 26 (1983), pp. 297—99, Weiers, M., “Münzaufschriften auf Münzen mongolischer II-Khane aus dem Iran, Teil zwei”, *UAI* 4 (1984), pp. 176—77 no. 30, 179 no. 32) スンナ派の完全な復権はアブーサイードを待たねばならなかった (cf. Spuler 1985:159; Lambton 1988:255)。

(50) イブン・ヌッタータの言う「この語が「代理」を表すことに関しつた」H. A. R. Gibb, *The Travels of Ibn Battuta*, 3 vols., Cambridge, 1956—71, vol. 2, p. 259n. 参照。

(51) 他二名 Galāl al-Din al-Fagih, Naṣir al-Din Muṭahhar b. Šams al-Din Muḥammad al-Awharī [〈Abharī〉] のやうな前者はラシードにタージュディーンの處刑の實行を “nigabat wa qadā wa ṣidarāt” と「換えに依頼されるが斷つた」[UT:378] (註(48)参照)。

(52) *Dastur al-Katib* に関しては、我が國において、本田實信「モンゴルの遊牧的官制——ユルトチとフラルグチ——」『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』(一九八二) 三五九—七五頁、同「ジャライル朝のモンゴル・アミールに就いて」

H. R., *Staatschreiben der Timuridenzeit*, Wiesbaden, 1952, pp. 49—52, 149)。一方、その上位に位置する最高の官職であるサドル職に就任しうるのもサイドでなければならぬとされていた (ibid., 14, 関野英二、「ティムール朝の社会」、『世界歴史八』、岩波書店、一九六九年、三二—三三頁)。

(61) Colombek-Wilber 1988: 328—31 (no. 90).

〈本稿は一九九一年度文部省科学研究費補助金(奨励研究(特別研究員))題目「二四—一五世紀イラン社会史」による研究成果の一部である。〉

THE DĀR AL-SIYĀDA OF ĠĀZĀN XĀN

IWATAKE Akio

We have hardly any information about the institution called 'dār al-siyāda,' whose prototype is said to consist in those founded by Ġāzān Xān. This paper examines the function of the dār al-siyādas of Ġāzān, his purpose in founding them, and the influence of their foundation on the Iranian society. The author's conclusions are as follows:

1. In raġab 702 (February or March 1303), Ġāzān founded the dār al-siyādas in ten cities. They had two functions; one was as lodgings for sayyids, and the other as service centers performing charity for sayyids, based on the waqf-endowment.

2. The foundation of the dār al-siyādas took place in the last stage of Ġāzān's administrative reforms. He founded them not owing to his respect for shi'ism, but as a social policy towards the Iranian city-societies. He considered sayyids as representatives of the authority of the Islam because of their being descendants of the Prophet, and he installed them as a balance between the various cliques in conflict in society. By protecting sayyids through the dār al-siyādas, the Mongolian state which was newly converted to the Islam, attempted to control the Iranian Islamic city-societies.

3. This social policy was taken over in the reigns of Ūlġāitū and Abū sa'īd, and even further on under the Ġarāirids, while the office of naqīb, which controlled sayyids, was increasingly centralized. In consequence, the status of sayyids was raised both in the state and in the societies.